

議案第 1 0 0 号

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

所沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の所沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の所沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。